

# ○松江市建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱

平成17年3月31日  
松江市告示第18号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、松江市が発注する建設工事に係る特別共同企業体(大規模工事ごとに結成する共同企業体をいう。)を建設工事に参加させる場合の基準等について、他の要綱その他特別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (特別共同企業体の対象工事)

第2条 特別共同企業体を参加させる建設工事は、次に掲げるもので市長が適当と認めるものとする。

- (1) 大規模工事(請負対象設計金額が、土木一式工事にあっては150,000,000円以上、建築一式工事にあっては250,000,000円以上、電気、機械、管工事にあっては100,000,000円以上の工事をいう。)であって、技術的難度の高いもの
- (2) 特許工法、特殊工法等の高度な技術を要するもの

## (特別共同企業体の基本的要件)

第3条 特別共同企業体は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 特別共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)は、市長がその都度定める数(当該建設工事が著しく大規模で技術的難度の高いものである場合を除き、2業者又は3業者に限る。)とする。
- (2) 特別共同企業体の構成員は、松江市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成17年松江市告示第14号)により、その年度の入札参加資格を有する建設業者で、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した実績があるものであること。ただし、市長が特に認める場合を除く。
- (3) 特別共同企業体の構成員は、土木一式工事及び建築一式工事にあっては松江市建設工事入札参加者等選定要領(平成17年松江市告示第17号)に基づく格付等級が、A又はBであること。
- (4) 特別共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- (5) 特別共同企業体の運営形態は、原則として各構成員が対等の立場で一体となって施工するものであること。
- (6) 出資比率により結成する場合における各構成員の出資比率は、2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上あること。
- (7) 特別共同企業体の代表者は、次に掲げる要件に該当する者であること。
  - ア 出資比率により結成する場合は、施工能力及び出資比率が最大の者
  - イ 工事を分担して施工する場合は、施工能力が最大の者
- (8) 特別共同企業体は、自主的に結成されたものであること。

## (特別共同企業体の対象工事の公告)

第4条 一般競争入札に特別共同企業体を参加させようとする場合は、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 前条に規定する要件
- (5) 次条に規定する申請の受付期間及び受付場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

## (特別共同企業体の競争入札参加申請手続)

第5条 入札参加を希望するものは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 特別共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- (2) 特別共同企業体協定書(出資比率による場合は様式第2号、工事を分担し施工する場合は様式第3号)(写し)
- (3) 特別共同企業体経営事項審査表(様式第4号)
- (4) 委任状(様式第5号)
- (5) 各構成員の経営事項審査結果通知書(写し)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

## (特別共同企業体の入札参加資格審査等)

第6条 特別共同企業体の入札参加資格審査及び格付については、松江市建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱及び松江市建設工事入札参加資格格付要領に定めるところによる。

## (特別共同企業体の有効期間)

第7条 松江市と建設工事請負契約を締結した特別共同企業体の有効期間は、当該建設工事の完成後12箇月を経過した日までとする。

2 前項に規定する有効期間満了後においても、当該建設工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員が連帶してその責任を負うものとする。

(審査結果通知)

第8条 特別共同企業体に対する審査の結果の通知は、松江市建設工事事後審査型制限付一般競争入札執行要領(平成20年4月1日施行)第14条により、各特別共同企業体の代表者に対して行うものとする。

(入札の執行)

第9条 入札書は、各特別共同企業体の代表者が作成し、特別共同企業体の名称及びその代表者を表示する。

(契約書)

第10条 建設工事請負契約書には、各構成員の代表者が連名で記名押印し、特別共同企業体の名称及びその代表者を表示しなければならない。

(共同企業体編成表の提出)

第11条 特別共同企業体の代表者は建設工事請負契約の締結後、速やかに特別共同企業体編成表(様式第6号)を提出しなければならない。

(代表者の権限)

第12条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、すべて特別共同企業体の代表者を相手方とする。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成18年4月1日松江市告示第232の2号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日松江市告示第362号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年12月12日松江市告示第411号)

この告示は、平成18年12月12日から施行する。

附 則(平成20年7月29日松江市告示第244号)

この告示は、平成20年7月29日から施行する。

附 則(平成25年3月15日松江市告示第49号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日松江市告示第91号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

特別共同企業体要件基準

業種別対象工事	対応する設計金額	構成員	構成員の等級 (市内業者)	備考
土木一式工事	150,000,000円以上400,000,000円未満	市内業者のみ	A級、B級	
	400,000,000円以上	市内業者その他、市外業者も申請可	A級、B級	
建築一式工事	250,000,000円以上700,000,000円未満	市内業者のみ	A級	
	700,000,000円以上	市内業者その他、市外業者も申請可	A級	
電気・機械・管工事	100,000,000円以上	市内業者その他、市外業者も申請可	—	

注 市外業者とは、松江市に本社を有しない業者で、土木・建築一式工事にあっては国土交通大臣登録業者をいう。

様式第1号(第5条関係)

特別共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

特別共同企業体の名称

代表者の住所・名称・氏名

①

構成員の住所・名称・氏名

②

今般貴市所管に係る下記の建設工事の入札に連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため  
を代表者とする特別共同企業体を結成したので別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 工事の種別

3 分担比率 出資(商号又は名称) %

(〃) %

工事区分(〃) %

(〃) %

様式第2号(第5条関係)

特別共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特別共同企業体は、松江市発注による\_\_\_\_\_工事(附帯する事業を含む。)を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当特別共同企業体は、\_\_\_\_\_特別共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、\_\_年\_\_月\_\_日に成立し、その存続期間は\_\_年とする。

ただし、\_\_年を経過しても第1条に規定する工事の請負契約の履行後12箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得てこれを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地\_\_\_\_\_

商号又は名称\_\_\_\_\_

所 在 地\_\_\_\_\_

商号又は名称\_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有する。

(構成員の出資割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。

商号又は名称\_\_\_\_\_ %

出資の割合

商号又は名称\_\_\_\_\_ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価する。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たる。

(構員責任)

第10条 各構員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負う。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は\_\_\_\_\_とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引を行う。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事のしゅん工後当該工事について決算を行う。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構員に利益金を配当する。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する割合により構員が欠損金を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構員の脱退に対する措置)

第16条 構員は、発注者及び構員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、

残存構員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。

3 第1項の規定により構員のうち脱退した者があるとき、残存構員の出資の割合は脱退構員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構員の出資金の返還は、決算の際に行う。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構員の出資金から構員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還する。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき契約不適合があつたときは、各構成員は共同連帯してその責任を負う。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める。

\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり\_\_\_\_\_特別共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を作成し、各通に構成員が記名押印し各自所持する。

年　月　日

所　在　地

商号又は名称

代　表　者

㊞

所　在　地

商号又は名称

代　表　者

㊞

様式第3号(第5条関係)

特別共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特別共同企業体は、松江市発注による\_\_\_\_\_工事(附帯する事業を含む。)を共同連帶して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当特別共同企業体は、\_\_\_\_\_特別共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、\_\_年\_\_月\_\_日に成立し、その存続期間は\_\_年とする。ただし、\_\_年を経過しても第1条に規定する工事の請負契約の履行後12箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得てこれを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地\_\_\_\_\_

商号又は名称\_\_\_\_\_

所 在 地\_\_\_\_\_

商号又は名称\_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有する。

(分担工事区分)

第8条 各構成員の工事分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更等があったときは、それに応じた分担の変更があったものとする。

(1) 工事の名称

(2) 各構成員の施工区分又は部門

商号又は名称\_\_\_\_\_工事

商号又は名称\_\_\_\_\_工事

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関して連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は\_\_\_\_\_とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(構成員の必要経費の配分)

第12条 構成員は、その分担工事の施行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分配)

第13条 第1条に規定する工事施工中発注した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは、脱退すること  
ができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいづれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、  
残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき、契約不適合が  
あったときは、各構成員は共同連帶してその責任を負う。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める。

\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり\_\_\_\_\_特別共同  
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を作成し、各通に構成員が記名押  
印し各自所持する。

年　月　日

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

㊞

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

㊞

## 様式第4号(第5条関係)

#### 様式第4号(第5条関係)

特別共同企業体経営事項審査表

特別共同企業体の名称

様式第5号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

委任状

年月日

(あて先)松江市長

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

④

私は、次の者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日まで  
特別共同企業体に係る下記の権限を委任します。

受任者 

所 在 地
役 職 名
氏 名

記

- 1 特別共同企業体協定の締結に関する権限
- 2 建設工事入札参加資格審査申請に関する権限
- 3 入札及び見積りに関する権限
- 4 契約の締結に関する権限
- 5 工事の施工に関する権限
- 6 代金の請求及び受領に関する権限
- 7 復代理人の選任に関する権限

受任者使用印鑑

(注) 1から7までの権限については、必要なもののみ掲げること。

様式第6号(第11条関係)

## 特 別 共 同 企 業 体 編 成 表

年 月 日

(あて先)松江市長

特別共同企業体の名称

代 表 者

㊞

住 所

(電話番号)

下記のとおりお届けします。

記

工 事 概 要	
工 事 名	
施 工 箇 所	
契 約 年 月 日	
完 成(予定)年月日	
請 負 額	
受 注 者 等 の 住 所 氏 名	
受注者(名称・氏名)	
住 所	
現場代理人住所氏名	
主任技術者住所氏名	

特別共同企業体 運営委員会構成員	役職名	氏 名	所属・役職名	連絡先
	委員長			
	委 員			
	委 員			

組織表(構成員・役職・氏名)							
工 務 関 係				事 務 関 係			
職 名	氏 名	所 屬	連絡先	職 名	氏 名	所 屬	連絡先